

(写)

斑蛇口湖（竜門ダム）湖面利用に関する協定書

菊池市長 江頭 実（以下「甲」という。）と菊池川漁業協同組合 代表理事組合長 江藤 俊男（以下「乙」という。）とは、斑蛇口湖（以下「竜門ダム湖」という。）の湖面利用について、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 甲及び乙は、竜門ダム湖が有する公共的な機能、環境美化及び魚族の保護育成について相互に理解し、協力してこれを行う。

（利用計画等）

第2条 甲は、湛水区域への施設の設置及び湖面を利用するに当たっては、漁業法に基づく漁業権が乙に存在するため年度末に乙と協議を行うものとする。

2 甲は、湖面環境に影響するおそれがある事業、施設の増築及び拡張等の事業計画がある場合は、速やかにその内容を乙に報告し協議を行うものとする。

3 甲は、ボート競技以外の湖面利用についても、その内容を乙に報告し協議を行うものとする。

（利用期間）

第3条 甲がボート競技大会及び練習に利用する期間は、毎年4月1日から10月31日までとする。

2 前項以外の期間の利用については別途協議するものとする。地元菊池市の小学生、中学生、高校生の練習についても同様とする。

（相互協力）

第4条 甲は、竜門ダム湖において乙が行う漁業違反者の取締り等に協力するものとする。

（契約の更新）

第5条 この協定書の効力は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、第2条に掲げる協議が整ったときは、同じ条件で1年間更新するものとし、それ以後も同様とする。

(写)

(罰則)

第6条 甲がこの協定に違反したときは、その時点でこの協定書の効力を失う。

2 前項の場合、甲は、甲が常設したボートコース等の使用については、速やかに中止する。

(添付書類)

第7条 甲が常設するボート場については、別図のとおりとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定書に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、立会人それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月29日

甲 菊池市限府888番地
菊池市
菊池市長 江頭



乙 山鹿市南島1288番地2
菊池川漁業協同組合
代表理事組合長 江藤 俊男



立会人 山鹿市山鹿178番地
国土交通省 九州地方整備局
菊池川河川事務所長 小田 禎彦

